

《中間報告後の有識者会議》

4月28日の中間報告以後、目立った報道がないようだが、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（以下、有識者会議）は、最終報告の作成に向けて6月14日と6月30日にも開催されている。そこで提出された資料をもとに、以下の7つの点について、弊社の推測を報告させていただく。

- (1) 特定技能制度の1号と2号の連結
- (2) 外国人受入れ・共生のための総合的対策
- (3) 技能実習制度に代わる新制度の方向性
- (4) 技能実習制度と特定技能制度の接続
- (5) 転籍制限
- (6) 家族帯同制限
- (7) 制度変更のポイント

(1) 特定技能制度の1号と2号の連結は完了

6月14日の有識者会議では特定技能2号の対象分野の追加が報告された。6月9日に「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（2018年12月25日閣議決定）」の一部変更が閣議決定されたことを受け、「建設」と「造船・船舶工業」の2つに限定されている特定技能制度2号の産業分野に、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の9つの産業分野が追加される。この結果、特定技能2号の在留資格は11分野に広がり、特定技能制度の1号と2号が連結することになる。なお、既に専門的・技術的分野の在留資格に「介護」があるため、新たな特定技能2号において介護分野の在留資格は新設しないこととなった。

(2) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策は官邸のリーダーシップで作成された

6月14日の有識者会議で、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」が作成・決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（2023年度改訂）」が報告されている。政府が一丸となって外国人との共生社会実現を目指すという考え方のもと、外国人材の受入れ環境を更に充実させるという観点から、見直しを含めて217の具体的な施策のロードマップが提示されている。円滑なコミュニケーションのための日本語教育の取り組み、外国人に対する情報発信や相談体制の強化、ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援、外国人材の円滑かつ適正な受入れ、共生社会の基盤整備に向けた取組といった分野で、行動のための具体策と時間軸が示されている。

新たなロードマップには、法務省はもちろんのこと、厚生労働省、文部科学省、外務省、警察庁、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、内閣府などが名を連ねており、岸田政権の強い官邸主導のリーダーシップが発揮されている。外国人材活用についての政権の本気度を窺うことができ、予算措置などの議論が進むことも期待されることだ。

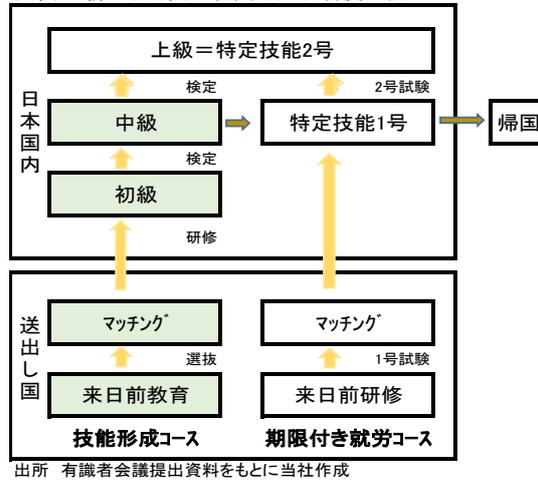
(3) 技能実習制度に代わる新制度の見通し

6月30日の有識者会議では、新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性に関する資料が提出されている。技能実習制度に代わる新しい制度について、我々は「技能実習制度が特定技能制度に飲み込まれるようなものになる」と想定している。有識者会議のメンバーである是川氏（国立社会保障・人口問題研究所国際関係部長）が提出した資料は、我々の想定を裏付けるものとみることができる。

図表1は是川氏の資料をもとに作成したもののだが、現在の技能実習制度に代わる新たな制

度は、技能を身につけようとする外国人材と、就労を目的とする外国人材の入口を明確に分けて、それぞれが自身に必要なスキルアップをしっかりと認識できるようにし、スキルアップに合わせてチャンスが広がる制度にすることを目指していると推測される。特定技能制度は新しい制度のゴールといった位置付けになるのではないだろうか。

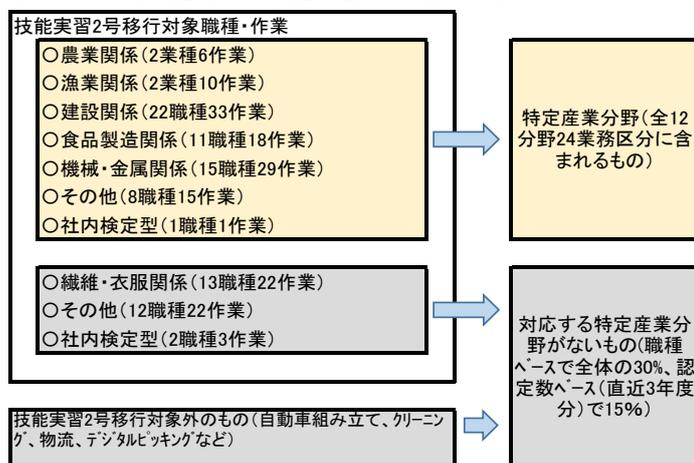
図表1 新たな外国人材受け入れ制度の例



(4) 技能実習制度と特定技能制度の接続に関する議論

6月14日の有識者会議に提出された資料で、出入国在留管理庁が提出した「特定技能制度の現状について」という資料の中に、技能実習制度と特定技能制度の接続状況に関するものがある。そこでは技能実習制度の対象職種と特定技能制度が認められている産業分野の違いが示され、技能実習制度の対象職種の一部に特定技能制度がカバーしていない業種があることが指摘されている（図表2）。

図表2 特定技能分野と技能実習の職種の関係



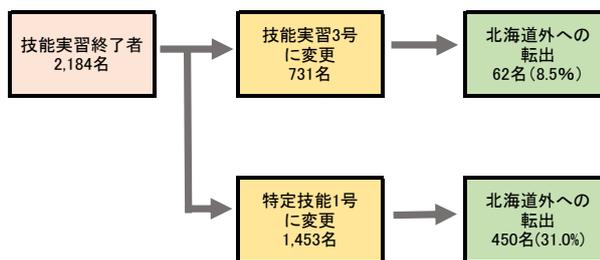
提出された資料において、この齟齬をどうするかまでは触れられていないが、関係省庁は技能実習制度を特定技能制度の接続上の問題の洗い出しを行っていることから、両制度を積極的に結び付けようとしていることが推測できる。技能実習制度の対象職種・作業のうち、特定技能制度によって包摂される産業分野があるものは、新制度移行によって今後の外国人材の受入れが困難になるといった大きな影響を受ける可能性は低下したと考えるのではないだろうか。

(5) 転籍制限は緩和される可能性が高い

6月30日の有識者会議では、転籍に関する資料が提出されている。原則として「転籍の自由」を認めるべきという考えのもと、就業開始から一定期間以降の転籍が可能になること、同一分野内での転籍を許容することなどを軸とした転籍制限の緩和が進められる可能性は高いだろう。ILO（国際労働機関）が、「雇い主は移民労働者の離職、転職、送出国への帰還の自由を尊重すべき」という実務指針を示していること、新たな制度の人権に対する基本的な考え方が国際的なものと異なった場合、日本企業に不利益がもたらされる可能性があることなどが考慮されたとみられる。

転籍制限が緩和された場合、人材の流動化リスクが高まることになる。転籍が可能となった外国人材の移動状況の snapshots として、北海道の例を図表3に示した。技能実習終了者の中で、引き続き日本国内で就労した 2,184 名のうち、北海道外へ転出したものは全体で 512 名（全体の 23.4%）に達している。

図表3 国内に止まった北海道の技能実習修了者の移動状況



注 数値は2021年度実績
 出所 有識者会議提出資料をもとに当社作成

転籍理由のトップは賃金等の労働条件であるため、転籍制限が緩和された場合、地方から大都市圏への人材の移動が起こり、地方企業の外国人材呼び寄せ等に関する初期費用負担の回収リスクが大きくなる可能性がある。有識者会議のメンバーである北海道の鈴木知事からは、そのような状況への対応策の議論を促す意見が出されている。また、鈴木知事は地方の出入国在留管理局での手続きに時間を要し、配属されるまでに6ヶ月以上かかる場合があり、転籍制限の緩和をするならば手続きの円滑化についても議論する必要があると、提出した資料の中で指摘している。

転籍制限緩和に伴う地方企業の制度利用上のリスク負担が増えることへの対応策としては、送出国政府や日本の出先機関と協力して初期負担を軽減する方策、国や地方自治体による外国人材に対する支援体制強化によって競争力のある共生社会の構築などが、有識者会議の資料の中で示されている。

(6) 家族の帯同制限は残る可能性が大きい

6月30日の有識者会議で、出入国在留管理庁から家族帯同についての資料が提示されている。その資料では、韓国、台湾、シンガポール、アメリカ、オーストラリアなどの国々の非専門的分野・非技術的分野の外国人労働者の家族帯同に関する制限状況について比較されているが、家族帯同が完全に自由になっているケースはみられない。アメリカは原則自由だが、帯同家族は就労できないという制限を設けている。家族帯同については原則として一定の制限を残す可能性が高いと考えられる。

また、有識者会議における関係者ヒアリングからの主な意見として、「家族帯同は、現状維持が望ましい。登録支援機関として、特定技能外国人本人の支援だけで手いっぱいであり、家族の管理まで行うことは難しい」という意見、「外国人本人が支援を受ける立場であることを理由に家族帯同を認めないといわれる。支援を受ける人にとっては、家族帯同の権利が認められない説明として納得できるものではない」という意見などが紹介されている。人権重視の立場からは家族帯同制限の緩和も必要になるのだろうが、それに伴う負担は経済的な側面だけでなく、社会的な面でも大きいことが推測される。一定の制限を残すことはやむを得ないし、諸外国もそのような事情で一定の制限を残していると考えられる。

(7) 制度変更のポイント

新しい制度のかたちは現在と大きく異なるものではない可能性がみえてきたが、運用についてはこれまでと同じとはいかない可能性が高いと考えられる。人権に対する考え方、監理団体や登録支援機関との関係性について踏み込んだ資料の提示も行われており、制度を利用する企業にとっては、労働者の権利や立場に十分配慮した運用体制の構築を求められる可能性が高まりそうだ。制度変更のポイントは、制度そのものよりも、運用する側の姿勢や考え方なのかもしれない。外国人材受入れのサプライチェーンの点検（送出機関、監理団体、登録支援機関の新たな制度目的に立脚した評価・見直し）は優先度の高い項目となることが想定される。

《日銀短観からみえる労働需給ひっ迫懸念》

7月3日に発表された日銀短観の雇用人員判断によると、大企業・製造業では雇用人員が余剰と回答した企業の割合(%)から不足と回答した企業の割合(同)を差し引いた数値はマイナス13%ポイントで、3月調査のマイナス14%ポイントから1%ポイント、マイナス幅が縮小している。その他のセグメントもほぼ同様の動きで概ね横ばいとなったが、マイナスの水準が大きく、深刻な人手不足が続いていると考えるべきだろう。同時に示された雇用人員の先行き判断は多くのカテゴリーでマイナス幅の拡大がみられ、深刻な人手不足が一段と厳しい状況に向かうことが予想されている。特に中堅企業や中小企業の手不足感は深刻な状況になるとみられる。

雇用のひっ迫を背景とした賃金上昇が、物価の上昇にキャッチアップし始めており、いよいよ本格的なデフレ脱却が視野に入ってきた。需要の回復に加えて、日本銀行の金融緩和姿勢の継続もあり、2023年度の設備投資計画は前期比11.8%増が計画されている。2022年度

図表4 日銀短観の雇用人員判断

		3月調査		6月調査		
		直近		3月判断との差	先行き	直近判断との差
		A	B			
大企業	製造業	-14	-13	1	-15	-2
	非製造業	-33	-34	-1	-34	0
	全産業	-23	-23	0	-24	-1
中堅企業	製造業	-21	-21	0	-24	-3
	非製造業	-39	-38	1	-42	-4
	全産業	-32	-31	1	-35	-4
中小企業	製造業	-24	-21	3	-26	-5
	非製造業	-43	-43	0	-48	-5
	全産業	-36	-36	0	-40	-4

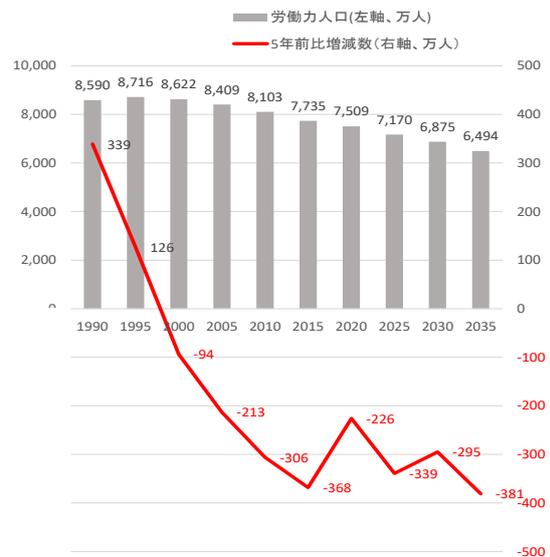
注 数値は「過剰」-「不足」%ポイント
 出所 日本銀行

が同 9.2%増だったので、設備投資の拡大は加速する見通しだ。設備投資が加速すれば、雇用の逼迫は一段と厳しくなる可能性がある。その結果、賃金の上昇が継続し、人件費上昇に伴って物価上昇も許容され、アベノミクスが目指した物価上昇と賃金上昇の好循環がいよいよ実現することになる。およそ 20 年続いたデフレがいよいよ収束し、インフレ基調が続く可能性が高まっている。このような変化を先取りして日経平均株価も一時 34,000 円に迫る水準まで上昇したとみられる。

実は 2007 年にも似たような状況があったが、日本銀行の政策金利引き上げや、リーマンショックによる海外需要の急速な減少で、デフレ脱出は頓挫している。当時も人手不足が深刻になり、南米を中心とした日系人を受入れることでカバーしたが、景気的大幅な後退によって外国人材の受入れも大きく後退することとなった。従って、今回のデフレ脱出トレンドの継続については、日本の主要輸出先である中国やアメリカの需要動向に注意が必要だろう。インバウンドも含めて海外需要に依存する度合いはまだまだ大きいのが現状だ。

植田日銀総裁が指摘するようにデフレ脱出の確認にはもう少し時間が必要なのだろうが、雇用の需給はそう簡単に緩まないとみるべきかもしれない。国立社会保障・人口問題研究所は、日本の労働力人口が 2020 年から 2025 年にかけて、339 万人の減少（年平均 67.8 万人の減少）を予想している。その後もほぼ同水準の減少が続くことが予想されており、生産力維持のために必要な労働力の不足は一段と深刻になる可能性がある。中長期的視点に立ち、労働力人口の減少ペースを考えれば、多少の景気後退では雇用の需給が緩むことは期待できず、企業活動の維持・発展には外国人材の採用は不可欠になるだろう。今回の外国人材受入れのための制度改革はこのような中長期の労働力不足に対応を十分に視野に入れたものであり、人権に対する配慮や制度運用の厳格化などはそのためのものと理解するべきだろう。

図表5 日本の労働力人口推移と予測



注 2020年までは総務省「国勢調査」の数値であり、それ以降の予測は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2017年推計)」
 出所 各種データをもとに当社作成

《我々アセアン・フィナンシャル・ホールディングスのお役に立てること》

我々は協同組合「善美」(<https://www.zenbicoop.com>)を通して、15の国々(インド、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ミャンマー、インドネシア、カンボジア、ラオス、ベトナム、モンゴル、タイ、フィリピン、中国など)で、35の送出機関と提携し、多様な人材の供給のお手伝いしております。今後の制度見直しの方向性にも積極的に対応し、インド、スリランカ、バングラデシュの各政府との協力関係も深化させております。

我々のモットーは、「良い人材を紹介するのは当たり前、日本一のアフターケアを目指す」であります。導入後に発生する様々な問題に対して、迅速かつ丁寧に、改善志向のソリューションを提供すること、予期せぬ問題が発生した際の対応力こそが、長いお付き合いの基本と考え、経験値を積み上げ、送出国のリーダーとの関係構築に努めて参りました。

外国人材関連の制度変更によって、外国人材と雇用企業の中立的な利害調整は一層大切になる見通しであり、私どもの強みである「外国人材と受入れ企業の双方をハッピーにできた実績と立ち位置」、「人材供給元になる国々の政府や在日大使館との強い信頼関係」がお役に立てる時代が到来したとワクワクしているところでございます。

変化への対応についてお役に立てますよう全力を尽くす所存ですので、是非、一度お時間を頂戴してご面談の機会を賜りますようお願い申し上げます。